

ゴミの捨て方について、次の事に注意して下さい！

- 1 ゴミは必ず**当日の朝午前8時迄**に指定場所に出して下さい。
(使用できるゴミ袋は透明または半透明で中身が見える物)
- 2 共用部分(廊下等)にゴミ等を置かないで下さい。
- 3 ゴミの分別は必ずして下さい！

ゴミの分別をしないと、業者がゴミの収集をしません。その場合は、他の者が別途ゴミの処理に行きますので捨てた人よりゴミ処分費用として1万円を頂きます。

4 ゴミの分別方法

ゴミの種類		収集日	
①	燃焼ゴミ	毎週	水・土曜日
	例) 紙くずや、生ゴミ等の一般的なゴミ		
②	資源ゴミ	毎月	第1・3木曜日
	例) 瓶・缶・古紙・段ボール・古布等		
③	大型複雑ゴミ	毎月	第2木曜日
	例) 木製家具・布団・自転車等 ※家電リサイクル品不可 「不用品」との貼紙を貼ってから捨てて下さい		
④	小型複雑ゴミ・有害危険ゴミ	毎月	第4木曜日
	小型複雑ゴミ	例) 陶器・小さな椅子家具・傘・ホット・白熱電球・ガスコンロ等	
	有害危険ゴミ	例) 電池・蛍光灯・ライター・簡易ガスボンベ・カミソリ・水銀体温計等	

お問い合わせは「吹田市環境部減量推進室事業第1課」TEL 06-6832-0026迄

5 ゴミの収集場所

